

第 8 回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和 6 年 2 月 5 日（月）午後 1 時 3 0 分より、第 8 回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所 8 階大会議室において開催した。

記

第 1 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見について

第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について

第 3 号議案 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第 4 号議案 農業委員会等に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づく農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について

第 1 号報告 農地法第 4 条の規定による届出の受理について

第 2 号報告 農地法第 5 条の規定による届出の受理について

（出席委員）

1 番 北浦 莊平	2 番 徳田 明子	3 番 中林 和夫	4 番 藤井 武雄
5 番 山崎 省吾	6 番 井内 英樹	9 番 辻 四一郎	10 番 吉田 利一
11 番 今村 正喜	12 番 小島 佳剛	13 番 清水 幹央	14 番 寺川 勝之

（欠席委員）

7 番 佐原 敏	8 番 中西 秀友
----------	-----------

（農地利用最適化推進委員）

村田 昇造	中井 正樹	水谷 修
-------	-------	------

（事務局）

澤田 局長	奥田 次長	清水（囑託）	村田（囑託）	岸本（囑託）
-------	-------	--------	--------	--------

(午後 1 時 3 0 分 開会)

局 長

定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。
本日の定例総会に佐原委員、中西委員から欠席の届がなされております。
本日の定例総会は農業委員定数 14 名の内、出席委員は 12 名であり、「農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。
また、北村推進委員より欠席の連絡を受けております。
それでは、議事進行につきまして、会長よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、ただ今から、第 8 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。
本日の議事録署名委員は、中林委員、藤井委員のお二人をお願いいたします。
現地調査委員につきましては、藤井委員と小島委員のお二人です。
ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。

はじめに、「第 1 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見について」を議題といたします。
事務局より、説明願います。

局 長

それでは、「第 1 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見について」をご説明申し上げます。

本件につきましては、露天駐車場 8 台分を整備するための転用で、隣接地の工場従業員等の駐車場として貸し出される予定です。舗装はされず砂利敷きの予定で、隣接農地はありません。
以上です。

議 長

続きまして、小島委員より現地調査の報告をお願いします。

小島委員

報告します。去る 1 月 25 日、事務局の案内で藤井委員と現地調査に行っていました。
番号 1 の白川 の利用状況につきましては、家庭菜園として冬野菜、ネギ、大根、白菜等が栽培されており、適切に管理されていきました。周囲に農地はありません。
以上です。

議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について」は、議案のとおり「承認すべきもの」との意見を付して知事に進達することといたします。</p> <p>次に「第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」をご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、国道24号沿道地区における産業立地関連工事の資材置き場として活用するための一時転用となります。工事自体の内容は、開発予定区域内の雨水を処理するため、安田町の北西の端から久御山町域を通り、京滋バイパス近くの排水幹線まで、圧送管を敷設するもので、資材置き場として当該農地の一時転用期間は令和6年5月31日までとなります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、藤井委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
藤井委員	<p>報告します。去る1月25日、事務局の案内で小島委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の安田町 及び の利用状況につきましては、どちらも不作付地でした。草刈りはされており、管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
水谷推進委員	<p>令和6年5月31日で復元して、農地として使うんですか。</p>

局 長	<p>一時転用ですので、基本的には現状に戻していただくこととなります。しかし当該地は1月19日に農用地区域から除外されており、一時転用期間中に農地転用の申請をされる可能性があります。</p> <p>期間中に転用されなければもちろん農地に復元してもらうこととなりますが、期間中に転用された場合の取扱いは確認する必要があります。</p>
今村委員	<p>当該地は長いこと田んぼをされておらず、畑になっていますよね。</p>
局 長	<p>登記地目は田です。</p>
中林委員	<p>地上げされていますし、転用の際は、何か建てられるのでしょうか。</p>
局 長	<p>今回の一時転用は資材置場です。恒久転用申請の際は、ものづくりエリアに入っておりますので、以前説明の場で確認していただいた通りの転用目的となる見込みです。</p>
議 長	<p>何の工事のための資材置場でしたか。</p>
局 長	<p>開発予定区域内の雨水を流すために作られる、送水管工事のための資材置場です。</p>
議 長	<p>借受法人がする工事なんですね。</p>
局 長	<p>そうです。</p>
水谷推進委員	<p>一時転用にしたのは、農地のほうが税金が安いからでしょうか。</p>
局 長	<p>課税評価の基準日は1月1日ですので、あまり影響はないかと思います。</p>
水谷推進委員	<p>一時転用なら農地並みの課税ですよ。</p>
局 長	<p>一時転用であっても、基準日で判断されるのではないのでしょうか。管轄外ですので、詳しくは把握しておりません。</p>
議 長	<p>他にご意見等はございませんか。</p>

<p>議長</p>	<p>異議なしの声</p> <p>ただ今の異議なしをもって「第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」は、議案のとおり「承認すべきもの」との意見を付して知事に進達することといたします。</p> <p>次に、「第3号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたしますが、井内委員につきましては、関係者となりますのでご退席願います。</p> <p style="text-align: center;">= 井内委員、退室 =</p>
<p>議長</p>	<p>それでは事務局より説明願います。</p>
<p>局長</p>	<p>それでは、「第3号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、農地中間管理事業により、京都府農業会議を介して新規の利用権を設定するものです。</p> <p>マッチングについては、令和5年10月2日開催の連絡調整会議において、「農地中間管理事業に係る宇治市での基本的な考え方」に基づき協議が行われ、その結果、隣地耕作者とのマッチングが成立したものでございます。期間は10年間となっております。</p> <p>農用地利用集積計画の内容が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、承認できるものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、藤井委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>藤井委員</p>	<p>報告します。去る1月25日、事務局の案内で小島委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の宇治 〇〇〇〇の利用状況につきましては、耕起済みの田で適切に管理されておりました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何</p>

	<p>かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>面積は1,626㎡の内、1,200㎡とありますが、残りはどうされるんですか。</p>
局長	<p>残りは所有者が自ら耕作されます。</p>
水谷推進委員	<p>三角部分だから田にはできないので畑をされていますよね。そのまま畑をされるんですか。</p>
局長	<p>はい。</p>
小島委員	<p>三角部分の畑は、今は野菜を作付けされています。</p>
議長	<p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議長	<p>ただ今の異議なしをもって「第3号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>井内委員は入室願います。</p> <p style="text-align: center;">= 井内委員、入室 =</p>
議長	<p>引き続きまして「第4号議案 農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づく農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について」を議題いたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
次長	<p>それでは、「第4号議案 農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づく農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について」をご説明申し上げます。</p> <p>拡大農地部会、全員協議会での協議を経て、本日議案として挙げさせていただいております。指針（案）をご覧ください。</p> <p>府の基本方針及び市の基本構想に合わせて目標年度を令和14年度としてい</p>

	<p>ますが、安田町の開発等もありますので、随時見直しを行うこととし、令和14年度の管内の農地台帳面積は316.7haとしていますが、今後の開発の状況等により見直していきたいと思えます。</p> <p>具体的な目標として2ページの遊休農地は0haを維持し、3ページの担い手への集積目標は府の基本方針と同じ38%とし、4ページの新規参入は過去5年平均をもとに20人10法人としています。そして、今後の進捗状況の確認や見直し等が行いやすいように、3年毎の中間目標を記載しています。</p> <p>また、これから作業が本格化する5ページの地域計画に関しても積極的に協力しますとしています。</p> <p>以上です。</p> <p>議長 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>今村委員 企業参入推進の企業は、農地所有適格法人を想定したものでしょうか。</p> <p>次長 農地所有適格法人に限った訳ではありません。最近の例を挙げるとイチゴのハウスがありますが、一般企業として参入されています。そういった企業も想定しております。ただし、一般企業は農地の所有権を取得することができませんし、なおかつ農地をきちんと耕作していない場合は契約を解除する条件付きで借りることになります。</p> <p>議長 他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p> <p>議長 ただ今の異議なしをもって「第4号議案 農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づく農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について」は、議案のとおり「決定すること」と決しました。</p> <p>続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。</p> <p>局長 まず、「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」一括して4件をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、昭和60年10月頃から露天駐車場として使用されて</p>
--	--

	<p>いたもので、顛末書が提出されています。隣接農地はありません。</p> <p>番号2につきましては、昭和36年3月頃、先代が住宅及び倉庫として整備されたもので、顛末書が提出されています。隣接農地は届出人の所有農地のみで、買取申し出の斡旋案件としてこの後の全員協議会の議題となっております。</p> <p>番号3につきましては、自宅庭の拡張のための転用となります。隣接農地はありません。</p> <p>番号4につきましては、貸露天資材置場として利用するための転用です。隣接農地はありません。</p> <p>いずれも農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第3条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>続きまして、「第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について」をご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、当該土地の南側に計画されている宅地開発に伴う進入路として転用されるものです。譲渡人は第1号報告の1番の届出人です。隣接農地はありません。</p> <p>農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第10条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。
水谷推進委員	第1号報告の番号1と第2号報告の番号1ですが、既に角出しで道路があるんじゃないですか。
局 長	角出し部分の道路を作るために、今回転用届がなされたということなんです。
水谷推進委員	届出を忘れてたことが分かったということですか。
局 長	顛末書が出ている部分については、そうです。
水谷推進委員	亡くなられて相続したときに農地と分かっていたのではないですか。
局 長	まず顛末書につきましては、地図番号1の西側の一部について、既に転用済ということで顛末書が出ていますが、それ以外の部分は今回駐車場として整備する

	<p>という計画になっております。間に位置する地図番号6については、開発業者が開発道路を作るために5条届出をされたということです。</p> <p>水谷推進委員 元々駐車場だったのですから、前のときに外し漏れていたんじゃないですか。開発しようと思ったら届出が漏れていたのが分かったんですよね。相続のときになんで転用されていると分からなかったんですか。</p> <p>局長 一般的に、相続の届出があったとしてもその際は現地確認をしておりませんので、事務局としてもすぐに把握できなかった可能性はございます。</p> <p>議長 他にご意見等はございませんか。</p> <p>なしの声</p> <p>議長 ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。</p> <p>なお、個人情報の関係で議案書等の総会資料につきましては、回収させていただきますので、お帰りの際は机の上に置いて帰っていただきますようお願いいたします。</p>
--	--

(午後2時00分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____